

## 市立公共施設の再開について（案）

令和2年5月15日、兵庫県において「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」が改定されたことを踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図りながら、市民生活の利便性等を確保するため、社会教育施設、市民集会施設、文化施設、運動施設等の市立公共施設の施設を再開するにあたり、基本的な方針を以下のように定める。

1. 市立公共施設の再開は、屋外運動施設等、通風が確保され、密集状態が発生しにくい施設から順次実施することとし、再開にあたっては、「三つの密」が発生しないように工夫するとともに、発熱、咳などの症状のある者の入場禁止、マスク装着の徹底、消毒液の設置等、感染防止対策を十分に行ったうえで、施設利用者が多数の場合には、入場制限や施設の一部利用制限等、必要な措置を講じる。
2. 集会施設、ホール等の屋内施設の再開については、本市が緊急事態宣言の対象地域外となった後においても、当面の間、利用人数の制限を施すなど、感染防止対策の準備が整った施設から順次実施する。
3. 個別の施設の再開及び催物（イベント）等の開催にあたっては、令和2年5月14日付ける内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長発出「緊急事態措置を実施すべき区域の変更等に伴う都道府県の対応について」を参照し、催物の開催制限、施設の利用制限等を遵守するとともに、施設利用者に対し、感染拡大防止のための手洗いの励行や健康管理などの協力を求める。
4. 屋外運動施設の再開前においても、別途、屋外での活動が制限されている子どもに配慮し、一部施設の利用を開放する。

以上